

(記入上の注意事項)

申請書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れること。また、申請書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等とする。

0.申請をする者

法人の業務として飼養等をする場合は、法人として申請を行う。

1.申請の種類

新規：特定外来生物の飼養等許可申請を新規に行う場合は、新規にチェックする。

- ・特定外来生物の指定時に現に飼養している特定外来生物について飼養等の許可を申請する場合
- ・新たに特定外来生物の飼養等をしようとする場合

許可内容変更：既に許可を受けた内容のうち、2.2)飼養等をしようとする数量、4.1)~3)特定飼養等施設の所在地、規模、構造及び6.1)~6.3)飼養等管理体制を変更するため許可申請を行う場合は、許可内容変更にチェックし、現在受けている許可の許可番号及び許可の有効期間を記入する。

2.申請に係る特定外来生物

1)種類：飼養等をしようとする特定外来生物の種名(和名及び学名)を記入する。(例：チュウゴクモクズガニ(*Eriocheir sinensis*))

複数の種類の特定外来生物を飼養等する場合は、個々の種類毎に申請書を作成する。

2)飼養等をしようとする数量：

特定外来生物に指定される以前から飼養等をしている個体を、愛がん・鑑賞目的で継続して飼養等をしようとする場合は、7.現在の飼養等の状況に記入した飼養等をしている数量とする。

単位は原則として個体数とするが、生業の維持目的の場合は、流通時に通常用いる単位(魚類及び甲殻類の場合は重量、セイヨウオオマルハナバチの場合は巣箱数)とする。

3.飼養等の目的

その他を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記入する。

4.特定飼養等施設

1)所在地：特定飼養等施設を設置する場所の住所を記入する。

2)規模：特定飼養等施設の規模(長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等)を記入する。

3)構造：特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。

これらの添付書類として、8.添付資料の欄にチェックをし、必要な書類を添付する。

5.主たる飼養等取扱者

実際に特定外来生物の飼養等に従事する者(主たる飼養等取扱者)が申請者(法人の場合はその職員を含む)以外の場合は、2)~5)についても記入する。

6.飼養等管理体制

1)施設の点検方法：特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記入する。

2)飼養等が困難になった場合の措置：許可を受けた後に法人の解散等のやむをえない事情により飼養等をするのが困難になった場合の措置を記入する。

3)特定外来生物の運搬の有無：特定外来生物の運搬が想定される場合は有りの欄にチェックし、想定されない場合は無しにチェックする。なお、有りにチェックした場合は、目的を記入し、移動用施設の図及び写真を添付する。

7.現在の飼養等の状況

現在飼養等をしている数量：申請書提出時点で現に飼養等をしている特定外来生物がある場合は、その数量を記入する。哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物であって、飼養等をしている量を数えることが困難なものについては、概数を記入する。

8.添付資料

新規に飼養等許可を得ようとする場合は、①~⑤の全ての書類を添付する(愛がん目的で飼養等をしようとする場合は、飼養等する目的を説明する資料は不要)。

9.施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明

以下の①~③の全てに該当しない場合に□欄をチェックする。

①外来生物法又は外来生物法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過していない

②外来生物法の飼養等許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年経過していない

③申請者が法人である場合、その法人の役員のうち、①②のいずれかに該当する者がいる

10.備考

学術研究等の目的で一時的に特定外来生物の飼養等をしようとする場合など、飼養期間が一定の期間に限定される場合は、飼養等しようとする期間を記入する。